

見解書 ~~再見解書~~

2024年 5月 17日

吹田市長宛

事業者 住所 東京都港区虎ノ門1丁目1番28号
東洋不動産虎ノ門ビル

氏名 東洋不動産株式会社
代表取締役 宮田 敦

電話番号 03-3504-2391

代理人 住所 東京都千代田区神田錦町3-20
錦町トラッドスクエア9階
株式会社IAO竹田設計

氏名 東京第二事務所 板垣 満也

電話番号 ~~06-6532-8700~~ 03-6532-8772

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 ~~第4項~~ 第2項の規定により、次のとお

り ~~再見解書~~ 見解書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市桃山台二丁目計画		
事業区域の位置	吹田市 桃山台二丁目3番8		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (老人ホーム)		
意見に対する見解	<p>・『意見書』(No.1)にて頂戴したサンメゾン千里桃山台様に向かい合うバルコニーのガラス手摺の仕様及び3階テラスについて、ご意見を踏まえ検討中のため、決定次第サンメゾン千里桃山台様にご回答させていただきます。</p>		
※受付年月日	R6 年 月 29 日	※受付番号	第 号 05-L-13
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>受付 開発審査室 6.5.17</p> </div>	

様式第8号

意見書 再意見書

2024年 4月 24日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 吹田市桃山台二丁目計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 桃山台二丁目3番8		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (老人ホーム)		
意 見 の 内 容			<p>当マンション(サンメゾン千里桃山台)西側から老人ホームは南側前へ突き出る形の構造になっているため、当マンション西側の部屋からは真横ぐらいから突き出ているような感覚となり、かなりの圧迫感があると思われます。</p> <p>できれば建物を極力東側へ(当マンションから離れる)、南側は極力建物がないようにお願いしたいところですが、せめて西側のバルコニーのガラス手摺は透明ではなく、色付ガラスにする対応など配慮してほしい。南側3階テラスも当マンションの目の前になるので、色付ガラスや高くして目隠しするなどの配慮もしてほしい。</p> <p>(*透明であるだけで心理的影響がより増す)</p>
	※受付年月日	R6年 2月29日	※受付番号
※備 考			<p>※受付印</p>

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。